

島根県企業局森づくり事業委託実施要綱

(目的)

第1条 島根県企業局は、水力発電事業をはじめ、水力事業及び工業用水道事業において、豊かな水資源を利用して事業を行っている。この要綱は、こうした事業の基盤となる森林の水源涵養機能の重要性を、広く県民に啓発し、県内における水源涵養機能の向上につなげていくことを目的とした森づくり事業の委託を行うに当たり、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、用語の定義は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)「植栽」とは、県民参加のもと、森林において、水源涵養機能の向上に資する苗木を植え付けることをいう。
- (2)「維持管理」とは、植栽後の苗木の健全な生育を図るために行う下草刈り、枝落としその他これらに類する管理作業をいう。
- (3)「環境学習」とは、森林の水源涵養機能の重要性について理解を深めるために行う学習をいう。

(事業内容)

第3条 本事業は、地域住民(団体)や地元小中学生等と連携して行う植栽又は維持管理を伴う環境学習の実施を主たる業務とした、以下の一連の取組とする。

- (1) 実施場所の調査・決定
 - (2) 実施場所の地拵え等の実施準備
 - (3) 植栽又は維持管理を伴う環境学習の実施
 - (4) 実施場所に、実施日、事業名等を記した、標柱または看板の設置
 - (5) 実施後の管理(草刈り、支柱の管理等)
- 2 実施場所は県内とし、原則として、委託期間完了後も受託団体等により適正な管理が可能な地域で、概ね500㎡以上とする。
- 3 植栽する樹種及び本数は、植栽場所及び面積に適した樹種及び本数とする。

(委託先)

第4条 委託先は、第3条に規定する本事業を確実に遂行できると見込まれる県内のNPO法人等の団体(以下「受託者」という。)であって、以下の各号を満たす者とする。

- (1) 島根県の「建設工事等入札参加者に対する指名停止等に係る措置要綱」又は「物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格者指名停止措置要領」に基づく入札参加指名停止措置を受け、入札日においてその措置の期

間が満了していない者でないこと。

- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申し立てまたは、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申し立てが行われている者でないこと。
- (3) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が含まれていないこと。
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反する行為を行い、又は行うおそれがないこと。

（実施期間）

第5条 受託者は、特段の理由がある場合を除き、事業を受託した年度の3月20日までに事業を完了するものとする。

（委託費の内容及び金額）

第6条 委託費の内容は事業の実施に要する次の経費とする。

- (1) 資材費（苗木代、支柱代、肥料代、標柱等製作費等）
- (2) 労務費（日当、謝金、交通費等）
- (3) その他経費（送迎車両費、交流会経費、工具賃借料等）
- (4) 諸経費（10%以内）

2 委託金額は、1受託者あたり年間50万円（消費税及び地方消費税を含む）を限度額とする。

（受託の申請）

第7条 知事は、必要と認める時期に事業に関する募集を行うものとする。

2 受託を希望する団体（以下「申請者」という。）は、前項の募集において定められている期日までに知事に申請しなければならない。

（委託の決定）

第8条 知事は、申請書を受理したときは、別に定める選考要領に基づき審査し、申請内容が適当と認められ、かつ当該年度の事業予算の範囲内である場合は、業務委託先を決定し申請者に通知するものとする。

2 第1項の決定にあたっては、別表に定める条件を付すものとする。

（完了報告）

第9条 受託者は、事業が完了したときは、すみやかに事業完了報告書を提出しなければならない。

(委託費の支払い)

第10条 知事は、前条の事業完了報告書を受理したときは、その内容を審査し、
相当と認めたときは受託者の請求により委託費を支払うものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年6月16日から施行する。

この要綱は、平成31年4月10日から施行する。

この要綱は、令和3年2月9日から施行する。

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 この事業は、島根県企業局が実施する事業であることを、明示すること。2 実施箇所は、土地所有者及び地域等の了解のもと、委託事業終了以降も植栽苗等の適正な管理が可能な場所を選定すること。3 その他知事が必要と認める条件 |
|---|